

特定非営利活動法人たねつと定款

第1章 総則

第1条（目的）

この法人は障がいを持つ誰もが、希望する地域において安心して暮らすことが出来るよう、相談支援及び必要な地域生活支援を行うとともに、地域における生活支援体制の構築を図ることを通して、地域福祉・障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

この法人は特定非営利活動法人たねつと という。

第3条（事務所）

この法人は主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第4条（事業）

この法人は特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）の別表1号 保健、医療又は福祉の増進を図る活動、2号 社会教育の推進を図る活動、3号 まちづくりの推進を図る活動、8号 人権の擁護又は平和の推進を図る活動、11号 子どもの健全育成を図る活動、17号 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- (1) 障がい種別・年齢を問わない相談支援事業
- (2) 障がい者の地域生活支援の体制づくりを必要とする市町村への支援事業
- (3) 地方自治体から受託するケアマネジメント事業
- (4) 個別ケアマネジメント事業
- (5) 地域生活支援に関わる情報収集及びネットワーキング事業
- (6) 地域生活支援に関わる調査研究・推進・啓発事業
- (7) 社会福祉法第二条第3項に記載された第二種社会福祉事業
- (8) その他この法人の目的を遂行するために必要と思われる事業

第5条（その他の事業）

この法人は事業活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げるその他の事業を行うことができる。

- (1) チャリティイベントなどの実施事業
 - (2) 物品の斡旋及び販売
 - (3) 役務の提供
2. 前項に掲げる事業は、第4条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第4条に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

第6条（会員の種類）

この法人の会員は次の二種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の主旨に賛同し事業を援助するために加入した個人及び団体

第7条（加入）

この法人に会員として加入しようとする者は、加入申込書に初年度の入会金及び会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたときにはこの限りではない。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

第8条（入会金及び会費）

会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについてはこの限りではない。

2. 入会金及び会費の種類、金額、納入方法等は総会の議決を経て別に定める。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上、加入意思確認書類を返信せずなおかつ会費を滞納したとき
- (4) 第11条の規定により除名されたとき

第10条（退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条（抛出金品の不返還）

会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

第13条（役員）

この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上12名以下
 - (2) 監事 1名以上2名以下
2. 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

第14条（役員を選任）

理事及び監事は、総会において選任する。選任の方法は総会の議決をもって別に定める。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（役員職務）

代表理事は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 副代表理事は代表理事を補佐し代表理事に事故又は代表理事が欠けた時はその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき当法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく

は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第16条（役員任期及び欠員補充）

1. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

5. 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第18条（役員報酬）

役員には報酬を支給しない。ただし常勤の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第19条（事務局）

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 事務局に職員を置く場合には、代表理事がこれを任命する。

3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第20条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第21条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第22条（権能）

総会は、この定款で定めるもののほか、事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算、その他この法人運営にかかわる重要な事項について議決する。

2. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 理事会として総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第23条（開催）

- 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき
3. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第24条（招集）

- 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号の規定による場合は、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは e-mail をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

- 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
2. 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第26条（定足数）

会議は、正会員または理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

- 会議における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。
3. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

第28条（書面表決等）

- やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前各項の規定により書面による表決者または、表決委任者は会議に出席したものとみなす。

第29条（議事録）

- 会議を開会したときの議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、それを含む）
 - (4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名し、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第30条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

第31条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第32条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決を経、代表理事がこれを管理する。

第33条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第34条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度毎に代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

第35条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第36条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第37条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第38条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とその他の事業に関する会計の2種とする。

第6章 定款の変更、解散

第39条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて、効力を得る。

第40条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げた者のうち、総会で決した者に譲渡する。

第7章 雑則

第41条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示により行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

第42条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿の通りとし、その任期は第16条第1項の定めに関わらず平成22年3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支決算は、この定款の定めに関わらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成21年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規程に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員のみ	10,000 円
(2) 年会費	正会員	12,000 円
	賛助会員 個人	一口 1,000 円(一口以上)
	法人等団体	一口 10,000 円
- (3) ただし、正会員の設立初年度の年会費は月割りとする